

種（たね）は誰のもの？

遺伝子組み換えナタネ自生調査報告会（7/8 リバティホール）の基調報告で龍谷大学教授西川芳昭さんが「主要農作物種子法廃止が農の営みに与える影響」を話されました。

西川さんは最初に“種子と人間”について語りました。「種子が消えれば食べ物も消える。そして君も」と言う言葉と、国連食糧農業機関（FAO）が1996年にまとめた「世界遺伝資源白書」の中での“土壤・水・遺伝資源（種子）が食糧安全保障の基盤です。・その中で遺伝資源が最も危機にさらされている”という文章を示し種子の持つ特殊な位置を語りました。

そして種子は人の配慮と保護に依存し、作物（種子）は人間が面倒みなければ滅びてしまうものであり、それ故対応するのが人間の責務と指摘。

更に「あきたこまち」の品種開発の系図を示し、日本の多くの品種の中にフィリピン、中国、米国の種子の遺伝（パテントが主張されていない）が入ってくる中で作られたものであり、福井県などと一緒に開発したので秋田県は品種登録して育成者権を主張していないことを説明。“種子はみんなで使うもの、皆のもの”という種子の本質的性質を指摘しました。

今回農林省は種子法を廃止し種苗法で対応していくと言うが、種子法は米・麦・大豆の生産について国が農家・国民に責任を持つと規定したものであるのに対して、種苗法は特許・品種登録・知的財産権の保障＝発明、発見した人の権利保障を規定しその権利を守る法律。そもそも目的と方向性の違うものと政府の対応を批判しました。

政府は民間の品種開発を種子法が阻害したと言うが、「つくばSR2号」（住友化学）は茨城県で品種登録、「とねのめぐみ」（日本モンサント）は茨城・千葉県で種子がつくられているのであって事実と違うことが示されました。

又、種子法があればこそ地域の品種がつくりだされた事例を示してくれました。種子法での①奨励品種の決定の為の試験②原種・原原種の生産③種子の圃場の指定・審査と助言・指導といった仕組みが地域の多様な品種を守っていくことに、開発していくことに大きな力を持っていた事例として、中山間地で1500ha～400haといった狭い面積で品種を開発し地場の産業としている愛知県の“ミネアサヒ”、大分県の“西の星”（焼酎）用の大麦、宮城県鳴子の“ゆきむすび”が紹介されました。

地域の種子が公的ジンバンク、育成機関との間で循環するシステムを支えたのが、種子法・農家・自治体・農協であり、これらがなくなると地域の品種は衰退すると分析しました。

今政府が進めようとしているのは、“地域の種子-公的ジンバンク-産業として（農薬・種子）-多国籍企業の産業”のラインのほうの拡大であり多様な品種が守れるかが心配と指摘されました。

最後に種子に関する国際条約のいろいろな方向性を示したうえで、“何を造るか、何を食べるかを決定するのは自分の政府と国民・農家自身という食糧主権”“人権としての種子”的大切さを訴えました。



西川教授 “種子” を語る

付：2017年自生遺伝子組み換えナタネ汚染調査の報告

調査検体948中、ラウンドアップ耐性のGMナタネ自生13、バスタ耐性GMナタネ自生43（千葉県では陽性検体12だったとのこと）

千葉県議会議員ふじしろ政夫 047-445-9144